

| | | イギリス | ドイツ | フランス | イタリア | スウェーデン | デンマーク | アメリカ | カナダ | オーストラリア | ニュージーランド | 韓国 | 中国 |
|-----------------------|----------------------|---|--|--|---|---|---|--|---|---|--|--|---|
| スポーツ参加動向 | 実施状況 | ○実施している:42.5% 【内訳】 ・週3回以上(30分以上、中程度の強度):16.5% ・週3回未満(30分以上、中程度の強度):26% ○実施していない:57.5% (2010/16歳以上) | ○実施している:69% 【内訳】 ・週5回以上:9% ・週3~4回:15% ・週3回未満(30分以上、中程度の強度):26% ○実施していない:31% (2009/15歳以上) | ○実施している:89% 【内訳】 ・週5回以上:64% ・週1~4回:20% ・パカンス期間中だけ活動:5% ○実施していない:11% (2010/15歳以上) | ○実施している:58.6% 【内訳】 ・スポーツを定期的に実施:20.1% ・スポーツを時々実施:10.1% ・身体活動を実施:28.4% ○実施していない:41.0%、無回答:0.4% (2006/3歳以上) | ○実施している:90% 【内訳】 ・週5回以上:19% ・週3~4回:27% ・週1~2回:31% ・月1~3回:8% ・ほとんどしない:5% ○実施していない:10% (2008/7~70歳) | ○実施している:89% 【内訳】 ・週5回以上:13% ・週3~4回:29% ・週1~2回:35% ・月1~3回:6% ・ほとんどしない:7% ○実施していない:11% (2007/16歳以上) | ○実施している:74.6% 【内訳】 ・週150分以上、ややきつ以上:64.5% ・上記条件以下:10.1% ○実施していない:25.4% (2010/18歳以上) | ○3kcal以上/体重1kg/日の身体活動:27.1% ○1.5~3kcal/体重1kg/日の身体活動:25.1% ○1.5kcal未満/体重1kg/日の身体活動:47.8% (2005/12歳以上) | ○実施している:82.0% 【実施者に占める割合】 ・週5回以上:28.0% ・週3回以上:47.7% ・週1回以上:69.5% ○実施していない:18.0% (2009/15歳以上) | ○実施している:96.0% 【内訳】 ・週1回以上:79.0% ・週1回未満:17.0% ○実施していない:4.0% (2007/16歳以上) | ○実施している:54.7% 【内訳】 ・週2回以上(30分以上):41.5% ・週1回(30分以上):8.8% ・月2~3回(30分以上):4.4% ○実施していない:45.3% (2010/10歳以上) | ○実施している:45.6% 【実施者に占める割合】 ・週5回以上:23.8% ・週3~4回:16.0% ・週1~2回:27.6% ・月1回以上週1回未満:18.7% ・月1回未満:13.9% ○実施していない:54.4% (2008/16歳以上、在学生除く) |
| | クラブ加入状況 | ○会員数:約1,004万人 ○加入率:23.9% (2010/16歳以上) | ○クラブ数:9万1,148 ○会員数:2,377万1,372人 ○加入率:28.9% (2010) | ○クラブ数:16万8,158 ○会員数:約1,678万人 (2008) | ○クラブ数:6万1,526 ○会員数:400万2,040人 (2008) | ○クラブ数:約2万7,000 ○会員数:約300万人 ○加入率:31.1% (2008/16~84歳) | ○クラブ数:約1万6,000 ○加入率:約30% | ○会員数:約4,150万人 (2007) | ○加入率:17.5% (2005/15歳以上) | — | ○加入率:34.9% (2007/16歳以上) | ○クラブ数:9万7,815 ○会員数:308万5,879人 (2010) | — |
| スポーツ担当機関(中央行政組織) | スポーツ | 文化・メディア・スポーツ省(スコットランド行政府)平等とスポーツ庁(ウェールズ行政府)遺産省(北アイルランド行政府)文化・芸術・レジャー省 | 連邦内務省 他10省 ※地方の州政府が主として実施 | スポーツ省 | 内閣府スポーツ局 | 文化省 | 文化省 | 保健福祉省(スポーツ政策の一部に關与) ※地方の州政府が主として実施 | 民族遺産省 公衆衛生庁(保健省の外局) | 保健・高齢化省 | 文化遺産省 | 文化体育観光部 | 国家体育総局 |
| | 障害者スポーツ | 文化・メディア・スポーツ省 | 連邦内務省 連邦労働社会省 | — | — | 文化省社会保健省 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 学校体育 | 教育省 | 連邦教育研究省 | 国民教育省 | 教育・大学・研究省 | 教育省 | 文部省 | — | — | 教育省 | 教育省 | 教育科学技術部 | 教育部 |
| スポーツ担当機関(中央組織) | 名称 | UKスポーツ スポーツイングランド スポーツスコットランド スポーツウェールズ スポーツ北アイルランド | ドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB) | 国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院(INSEP) 民衆教育・スポーツセンター(CREPS) 国内リソース拠点(PRN) | イタリア国内オリンピック委員会(CONI) | スウェーデン・スポーツ連合 | チーム・デンマーク | アメリカオリンピック委員会(USOC) | スポーツカナダ | オーストラリア・スポーツコミッション(ASC) | スポーツ&レクリエーション・ニュージーランド(SPARG) | 大韓体育会 | 中華全国体育総会 |
| スポーツ関連法 | 名称 | ○人権法(1998) ○スポーツ競技場の安全に関する法律(1975) ○ロンドンオリンピックおよびパラリンピックに関する法律(2006) | ○ドイツ連邦共和国基本法(1949) | ○スポーツ法典(2006) | ○イタリア国内オリンピック委員会に関する1942年2月16日の法律第426号(1942) ○1999年7月23日委任立法令第242号(いわゆるメランドリ法令)(1999) | ○スウェーデン・スポーツ連合へのマネジメント情報提供に関する法律(1995) | ○エリートスポーツ法(2004) ○アンチドーピング法(2004) | ○オリンピック・アマチュアスポーツ法(1998) ○体育促進法(2000) | ○身体活動・スポーツ法(2003) | ○オーストラリア・スポーツコミッション法(1989) ○オーストラリア・アンチドーピング機構法(2006) | ○スポーツ・レクリエーション・ニュージーランド法(2002) ○アンチドーピング法(2006) | ○国民体育振興法(1962) ○体育施設の設置及び利用に関する法律(1989) ○スポーツ産業振興法(2007) | ○中華人民共和国体育法(1995) |
| スポーツ関連予算(学校体育関連予算含まず) | 金額 | 5億7,666万ポンド(2010) [749億6,500万円] | 2億2,903万ユーロ(2009) [263億3,800万円] | 8億6,650万ユーロ(2011) [996億4,800万円] 国立スポーツ振興センターの予算を含む | 8,101万3,560ユーロ(2010) [93億1,656万円] | 17億500万SEK(2011) [255億7,500万円] | 7億9,100万DKK(2009) [134億4,700万円] | — | 2億500万カナダドル(2010) [172億2,000万円] | 6,200万豪ドル(2009) [50億8,400万円] ※2010年度の新しい政策に3億2,500万豪ドルを計上 | 6,191万NZドル(2009)[39億円] | 2,135億ウォン(2009) [149億4,500万円] | 25億4,038万(2010) [304億8,400万円] |
| | GDP | 2兆2,474億ドル(2010) | 3兆3,386億ドル(2009) | 2兆7,507億ドル(2011) | 2兆551億ドル(2010) | 5,447億ドル(2011) | 3,089億ドル(2009) | 15兆2,270億ドル(2011) | 1兆5,740億ドル(2010) | 9,878億ドル(2009) | 1,179億ドル(2009) | 8,325億ドル(2009) | 5兆8,782億ドル(2010) |
| スポーツ財源(政府予算以外) | 運営組織名称 | — | ドイツスポーツ援助財団 | 国立スポーツ振興センター(CNDS) | 国家専売独立管理局 | スウェーデンKJ公社 | デンマークKJ公社 | — | — | オーストラリア・スポーツ基金(ASF) | — | ソウルオリンピック記念国民体育振興公団 | スポーツKJ管理センター |
| | 種類 | 国営宝くじ | 寄付、イベント、テレビKJ、スポーツ切手 | 宝くじ、スポーツKJ | スポーツKJ | スポーツKJ、宝くじ | スポーツKJ、宝くじ | — | — | 基金、スポーツKJ | — | スポーツKJ | ゴルフ施設の入場料、宝くじ、競輪・競艇の収益金、スポーツKJ、基金の運用益等 |
| 税制上の優遇措置 | 有無 | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり | あり |
| | 概要等 | ○地域アマチュアスポーツクラブの資産と運用資金に対する減税 ○アマチュアスポーツ団体の所得の免税・寄付税制の優遇措置 | ○公益的スポーツフェライン(クラブ)の経済活動が年3万5,000ユーロを超えなければ法人税、営業税は非課税 ○運動指導者など副業的な仕事で得た所得は年2,100ユーロまで免税 | ○スポーツ実践から生じた課税対象利益の控除 ○スポーツ事業・組織への寄付に対する減税 ○地域振興のためのスポーツ行事の収益に対する法人税の免除 | ○個人所得税の0.5%をスポーツ団体に割り当てる制度 ○イタリア国内オリンピック委員会の納税義務免除 ○スポーツ団体に対する税制上の措置 ○プロスポーツ活動に対する税制上の措置 | ○非営利法人の消費税(25%)免税 ○ボランティア組織の消費税(25%)免税 | ○アマチュアスポーツ団体の所得の免税・寄付税制の優遇措置 | ○児童フィットネス税額控除 ○中央スポーツ組織への寄付・贈与の税額控除 | ○児童フィットネス税額控除 ○中央スポーツ組織への寄付・贈与の税額控除 | ○社団法人を取得した地域スポーツクラブ等の所得税減免措置 | ○スポーツ団体に限らず、非営利法人の所得税の減免や寄付控除 | ○大韓体育会、国民体育振興公団に対する租税の減免等 ○国内法人の運動競技部設置時の法人税の一部控除(2年間) ○国際競技大会の誘致のための免税措置 ○スポーツ器材・装備品等に関する税金の還付・特別補助金等の支給 | ○文化・スポーツ業の場所提供に対する営業税免除 ○ピクニックスポーツイベントにおける税制優遇措置 ○寄付・寄贈に関する免税措置 ○スポーツ団体による事業収入の所得税控除 ○スポーツ器材・装備品等に関する税金の還付・特別補助金等の支給 |
| スポーツ基本計画他 | 名称 | ○勝利を楽しむ:スポーツの新時代(2008) | ○ゴールドン・プラン(1960)の継続 | スポーツ総合サービス計画(2002) | 「スポーツ振興国家計画」指針検討中(2011) | ○21世紀のスポーツ政策(1999) | ○スポーツ・フォー・オール 結論と提案(2009) | ○ヘルシー・ピープル2020(2010) ○アメリカのための全米身体活動計画(2010) | ○連邦スポーツ政策(2002) | ○オーストラリアスポーツ:成功への道(2010) | ○SPARC戦略プラン(2009) ○地域スポーツ振興計画(2009) | 文化ビジョン(2008) | 中国体育事業第12期5か年計画(2011) |
| 国内オリンピック委員会 | 組織名称 | 英国オリンピック協会(BOA) | ドイツオリンピックスポーツ連盟(DOSB) | フランスオリンピック・スポーツ委員会(CNOSF) | イタリア国内オリンピック委員会(CONI) | スウェーデンオリンピック委員会(SOC) | デンマークオリンピック委員会・スポーツ連合(DIF) | アメリカオリンピック委員会(USOC) | カナダオリンピック委員会(COC) | オーストラリアオリンピック委員会(AOC) | ニュージーランドオリンピック委員会(NZOC) | 大韓体育会 | 中国オリンピック委員会(COC) |
| | 予算 | 1,619万4,000ポンド(2008) [21億円] | — | 1,260万8,800ユーロ(2011) [14億5,001万円] | 4億6,217万ユーロ(2011) [531億4,967万円] | 4,000万SEK(2007) [6億円] | 3億3,900万DKK(2009) [57億6,000万円] | 1億3,550万米ドル(2009) [115億1,750万円] | 1,692万9,000カナダドル(2009) [14億2,200万円] | 1,633万1,425豪ドル(2009) [13億3,900万円] | 3,500万NZドル(2009) [22億500万円] | 1,391億9,400万ウォン [97億4,400万円] | — |
| 障害者スポーツ | 障害者スポーツ団体 | ○英国パラリンピック委員会 ○英国切断者肢体不自由者スポーツ協会 ○英国車いすスポーツ協会 ○英国脳性まひスポーツ協会 ○英国知的障害者スポーツ協会 等 | ○ドイツ障害者スポーツ連盟(DBS) ○ドイツパラリンピック委員会 等 | ○フランス障害者スポーツ連盟(FFH) ○フランスアダプティッドスポーツ連盟(FFSA) ○フランスろう者スポーツ連盟(FSSF) 等 | ○イタリアスポーツ・フォー・オール連合(UISP) ○イタリアパラリンピック委員会(CIP) ○イタリアスペシャルオリンピックス(SOI) ○プロジェクト・フィリッド 等 | ○スウェーデン障害者スポーツ協会(SHIF) ○スウェーデンパラリンピック委員会(SPK) ○スウェーデンろう者スポーツ協会(SDI) 等 | ○デンマーク障害者スポーツ連盟(DHIF) ○デンマークろう者スポーツ協会(DDI) ○デンマーク労働者スポーツ協会(DAI) 等 | ○アメリカオリンピック委員会 パラリンピック専門部署 ○全米車いす・立位障害者スポーツ協会 ○全米障害者スポーツ協会 ○全米ろう者スポーツ協会 ○全米視覚障害者競技選手協会 ○全米聴覚障害者スポーツ連盟 ○スペシャルオリンピックス 等 | ○カナダ障害者アクティブリビング連合(ALACD) ○カナダパラリンピック委員会 ○スペシャルオリンピックスカナダ ○カナダ聴覚障害者スポーツ協会 等 | ○オーストラリアパラリンピック委員会 ○オーストラリア視覚障害者スポーツ連盟 ○オーストラリア知的障害者スポーツ・レクリエーション協会 ○オーストラリア障害者スポーツ協会 ○スペシャルオリンピックスオーストラリア等 | ○ニュージーランド・パラリンピック委員会 ○知的障害者スポーツ協会 ○視覚障害者スポーツ協会 ○聴覚障害者スポーツ協会 ○ヘルベルグトラスト 等 | ○大韓障害者体育会 ○韓国パラリンピック委員会 等 | ○中国障害者連合会 ○中国障害者体育協会 ○中国パラリンピック委員会 ○中国ろう者体育協会 ○中国スペシャルオリンピックス委員会 等 |
| | 振興関連法 | ○障害者差別禁止法(1995) ○ロンドンオリンピックおよびパラリンピックに関する法律(2006) | ○ドイツ連邦共和国基本法改正(1994) ○障害者平等化法(2002) | スポーツ法典(2006) | スポーツ活動の健康保護に関する法律(1971) | ○社会サービス法(2001) ○重度障害者に対する特定の機能障害者に対する援助およびサービスに関する法律(1993) ○アシスタント補償法(1993) | ○社会サービス法(1980) | ○障害をもつアメリカ人法(1990) ○オリンピック・アマチュアスポーツ法(1998) | ○カナダ人権法(1985) ○身体活動・スポーツ法(2003) | ○障害者サービス法(1986) ○障害者差別禁止法(1992) | ○障害者コミュニティ福祉法 ○事故のリハビリテーションおよび補償に関する保険法 ○保健および障害者サービス法 ○人権法 ○障害者雇用促進法 | ○国民体育振興法 ○障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 ○障害者福祉法 | ○中華人民共和国憲法 ○中華人民共和国障害者保障法 ○中華人民共和国体育法 |
| | 優先施設の有無 | あり | 健全者との区別なし | あり | あり | あり | なし | あり | あり | 健全者との区別なし | なし | あり | あり |
| 代表的な施設(障害者優先) | ○アスバイアショナルトレーニングセンター | — | ○国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院(INSEP) ○「スポーツと障害者」拠点(PRNHS) | ○パラリンピックスポーツ準備センター(CASP)設置予定 | ○スウェーデン障害者スポーツ振興施設 | — | ○レイクショア財団施設 | ○パラエティ・ビレッジ・スポーツトレーニング・フィットネスセンター | — | — | — | ○韓国バラスポーツトレーニングセンター | ○中国障害者体育運動管理センター |
| ナショナルスタジアム | 有無 | あり | なし | あり | あり | なし | なし | なし | なし | なし | なし | あり | あり |
| | 代表的な施設 | ○ウェンブリー・スタジアム | — | ○フランス・スタジアム | ローマオリンピック・スタジアム | — | — | — | — | — | — | ○ソウルワールドカップ競技場 ○釜山アジアド競技場 | ○北京ナショナルスタジアム(北京国家体育場) ○国立水泳センター(国家泳泳中心:水立方) |
| ナショナルトレーニングセンター | 有無 | あり | なし | あり | あり | あり | なし | あり | あり | あり | あり | あり | あり |
| | 代表的な施設 | ○ビシャム・アビー ○クリスタルパレス ○リレシャル ○英国スポーツ研究所(EIS) | — | ○国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院(INSEP) | ○フォルミア・オリンピックセンター ○スキオ・オリンピックセンター | ○ボースン・スポーツセンター | — | ○コロラドスプリングス(U.S. Olympic Training Center - Colorado Springs) | ○カルガリススポーツセンター | ○オーストラリア・スポーツ研究所(AIS) ○オリンピック冬季種目トレーニングセンター(OWI) ○ヨーロッパ・トレーニングセンター(ETC) | ○ニュージーランド・スポーツアカデミー ○カラピロートセンター | ○秦陵トレーニングセンター ○太白トレーニングセンター ○鎮川トレーニングセンター(建設中) | ○国家体育総局秦皇島トレーニングセンター ○郴州スポーツトレーニングセンター |
| | 施設数 | 5カ所 | — | — | 5カ所 | — | — | 4カ所 | 7カ所 | 3カ所 | 2カ所 | 3カ所 | 14カ所 |